

あなたの周りでも

DV(ドメスティック・バイオレンス)は、宮崎県でも現実におきています。DVは命にも関わる暴力であり、犯罪にもなり得る重大な人権侵害なのです。暴力に悩んでいる人も、被害にあっている人を知っている人も、DVを全く知らない人も一緒に考えてみましょう。

ドメスティック・バイオレンス

Q & A

Q1. 暴力をふるう人は特別な人?

DVの実態が明らかになるにつれ、暴力をふるう人に特定のタイプはなく、学歴、職業、収入、年齢もさまざまであることがわかってきました。暴力をふるう以外は「ふつうの人」であったりする加害者は暴力をふるう相手を選んでおり、罪をとがめられないよう考慮した上で行動しています。そのためDVは外からはわかりにくく、プライベートな問題として潜在化しています。

Q3. 逃げようと思えば逃げられるのでは?

継続的な暴力によって、なすすべのない状況が続くと、被害者は次第に自信を失い、自分は何の値打ちもないと思ひ込み、気が衰えていきます。暴力をふるう側は、そうした心理的な作用も計算した上で、相手を追い詰めていくのです。また、安全な避難場所が少ないことや、逃げた後の経済的な不安や子どものことなども、逃げたいという気持ちをためらわせてしまいます。

Q5. DVが子どもたちに与える影響は?

暴力を受けたり目撃したりすることで、子どもは傷つき苦しみ、心に傷を受けます。また感情表現や問題解決の手段として暴力を使うことや受け入れることを学び、子ども自身が暴力の被害者となったり、加害者となるケースも少なくありません。

女性で3人に1人、
男性で6人に1人が
DVにあたる行為を配偶者から
受けています。(内閣府調査H21.3)

Q2. 暴力をふるわれるのは被害者にも問題があるから?

「しつけ」、「教育」と名を変えた暴力が、「愛のムチ」だという言い分でまかり通ってききました。暴力はどんな理由があっても許されるものではなく、まして被害者が非を問われる問題ではありません。責任は加害者にあります。

Q4. 愛情をもって接すれば、暴力はなくなるのでは?

「私が言い過ぎたから…」、「夕飯の手を抜いたから…」など、暴力の原因が自分にあると被害者自身は思い込みがちです。暴力がおさまったあと、相手が謝ったり、人が変わったようにやさしくなると、今度こそやり直せる、愛情を持って接すれば暴力は収まると希望を持ちます。しかし、暴力は被害者のせいでは起こるのではなく、加害者が相手を支配し、従属させるためにふりかざす権力関係の問題なのです。

Q6. 殴る、けるなど体に暴力をふるうのがDV?

DVの暴力には、心ない言動によって心を傷つける「精神的暴力」、嫌がっているのに性的行為を強要する「性的暴力」、生活費を渡さなかったり、酒や賭け事に生活費をつぎこむ「経済的暴力」、人間関係や行動を監視したり、人づきあいを制限する「社会的暴力」、子どもの前で暴力をふるう、子どもへの暴力をほのめかす「子どもを利用した暴力」など、さまざまな形があります。

深刻な被害が...

もしも、あなたが相談されたら

話をじっくり聴きましょう

まずは、被害者の置かれている状況や被害者の恐怖や不安を理解することが大切です。そのためには、被害者の心情に配慮し、じっくり話を聴いてください。

あなたは悪くないと伝えましょう

被害者は、多くの場合、暴力をふるわれたのは自分のせいだと、自分を責めています。「あなたは悪くない」と伝えることは被害者のつらい気持ちを軽くします。「相手の気に障ることを言っているのでは?」とか「あなたも悪いところがあったのでは?」などと被害者を責めるようなことは言わないようにしましょう。

安全確保を優先しましょう

DVは、命に関わる危険をはらんだ問題です。相談を受けたら、被害者の安全を確保することが最優先課題です。危険だと感じたら、専門機関(相談窓口)に連絡するよう伝えてください。

暴力を容認しないようにしましょう

「そのくらいの夫婦げんかならみんなやってる」「子どものために我慢した方がいい」などと暴力を容認するようなことを言わないようにしましょう。

秘密を守りましょう

被害者の秘密が加害者に漏れると大変危険です。相談を受けた内容は、被害者の承諾なしに決して第三者に口外しないでください。

被害者の意思を尊重しましょう

問題解決のための行動をアドバイスにとどめ、被害者の意思を尊重し押しつけないようにしましょう。自分自身で選んで決めることが被害者の力につながっていくことになります。

DV通報 努力義務

DV防止法では、DVを発見したような場合には、それを発見した者がこれを配偶者暴力相談支援センター又は警察に通報する努力義務があると定められています。「他の家族のことは口出しすべきではない」とか「面倒なことには関わりあいたくない」などと考えずに、社会から暴力を根絶するため、勇気をもって通報しましょう。

もしも、あなたがDVで悩んでいたら

DVから身を守る法律があります

DV防止法 (配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律)

配偶者からの暴力の被害者を守るための法律です。暴力が生命や身体に重大な危害をもたらす恐れがあるとき、被害者の申立てを受け、裁判所が加害者に対して保護命令(被害者・子どもへの「接近禁止命令」、自宅からの「退去命令」)を発することなどを定めています。

DV防止法が改正され、加害者に対する保護命令制度が強化されました。(平成20年1月施行)

脅迫 身体への暴力だけでなく、生命や身体に対する脅迫を受け、将来重大な危害を受けるおそれがある場合も保護命令の対象になりました。
親族 被害者と子どもだけでなく、被害者の親族などへの接近禁止もできるようになりました。
迷惑行為 無言電話や、頻りに電話をかけた、FAX・メールを送ったりする行為も、保護命令で禁止できるようになりました。

まずは専門機関へ相談を

DVは、被害者一人の力で、容易に解決する問題ではありません。DVに理解のある専門機関(相談窓口)に相談しましょう。

DVに関する相談窓口

相談機関	電話番号
宮崎県女性相談所 (配偶者暴力相談支援センター)	(0985)22-3858
宮崎警察本部 (警察安全相談室)	(0985)26-9110 (短縮#9110)
宮崎県男女共同参画センター	(0985)60-1822
宮崎地方法務局 (女性の人権ホットライン)	0570-070-810